

## 鳥取県告示第379号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年7月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年6月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成22年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人霞の里観光開発

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

川本 正夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市良田39-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域の自然、文化、伝統芸能、民謡、湖山池の伝説、石釜漁、人材など地域資源を最大限に活用し、その中でも湖山池は最も貴重な、鳥取砂丘に並ぶ規模の地域資源であり、近隣に千年の歴史を持つ吉岡温泉、長柄川（源氏はたる）、防巳尾城跡、青島遺跡、山陰の民謡、伝説、史跡それに加え地質学的にも貴重なジオパークを中心とした文化を観光ガイドして、これらを中心とした街づくりを推進し、活力と個性際立つ地域となるよう、地域住民と協同で積極的に活動する、そして、近隣地域の模範となる様な「地域経営」を推進し、もって地域社会の利益の増進に寄与することを目的とする。